

令和3年度

事業計画書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

公益社団法人須賀川市シルバー人材センター

令和3年度事業計画

はじめに

わが国においては、人口減少、少子高齢化が進展し、人生百年時代を迎えた今、誰もが生涯現役で活躍できる社会の実現が求められているなか、今年4月には高年齢者雇用安定法が改正され、70歳までの就業機会を確保するよう企業に努力義務を課すこととなりました。

このような状況下、福島県内の経済状況は、公共投資など一部に持ち直しの状況が見られるものの、個人消費は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いています。

一方、雇用、所得環境は、人員不足感が続いているものの、新型コロナウイルス感染症の影響から一段と弱い動きとなっています。

本シルバー人材センターは、シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもとに、会員が自主的に事業運営に参画し、会員相互で仕事を分かち合い、共に働き共に助け合って、高齢者自らの生きがいの充実と健康の増進を図りつつ、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献して参りました。

近年のシルバー人材センターを取り巻く就業環境は、「働き方改革」及び「生涯現役社会」の実現に向けた様々な施策などにより、高齢者の就業促進が急速に進んでいます。

当センターにおいては、コンプライアンスの観点から、業務を精査し会員の方々が年齢に関係なく、請負、労働者派遣事業をはじめ、職業紹介事業及び指定管理者事業などの様々な就業就労で、公平平等な就業機会を得られるよう役職員が事業運営の妥当性、方向性を見極めながら事業を遂行して参りました。これからも、会員が安心して安定した生活を送れるよう、「生涯現役社会の実現に向け、意欲ある高齢者に働く場の提供」を第一に考え、様々な変化に対応できる体制を構築して行きます。今後も更なる発展と事業の拡大継続をさせるため、令和2年度に策定した中期計画を基本に前年度の実績を踏まえ、会員と役職員が一体となり、公益社団法人としての適正な事業運営を確保しつつ事業目標を設定し、以下の事業を推進して参ります。

I 事業目標

- | | |
|---------|-----------|
| 1 会員数 | 620人 |
| 2 契約件数 | 4,367件 |
| 3 就業延日人 | 62,416日人 |
| 4 契約金額 | 340,909千円 |

II 重点事項

1 普及啓発活動

センターは高齢者の生きがいなどを充実させ社会に貢献しようとする企業集団であるため、この活動を地域の広い世代に理解していただくことを目的に普及活動を行います。

2 安全・適正就業の推進

シルバー人材センター就業就労の基本は「安全は全てに優先する」である。このため、会員が安全適正就業を考慮しつつ、短期的・臨時的な就業・就労及び軽易な業務を遂行するため、会員が長年培った豊富な経験を活かした安全適正就業を重点事項とし、安全管理委員会委員を中心に、安全適正就業推進大会などの安全適正就業就労に関する研修会などの年間スケジュールを企画立案し実施することといたします。

3 組織運営の活性化と事務局体制の充実

公益社団法人への移行後、行政・地域社会からより一層の公益性、信頼性の高い厳密な運営が求められていることから、この要求に柔軟な組織を構築し対応することといたします。

また、前年度に引続き、5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・躰）、PDCAのサイクル管理（計画、実施、点検、アクション）、報連相（報告、連絡、相談）を推進し、職員のコンプライアンスの実践とスキル向上を目指して事務局運営を行います。

4 働き方の改革と職場環境の充実

職員の能力を高め、多様性、個性を尊重する働き方を実現するため、就業規則をはじめ各種規程の見直しを行うとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境の維持に努めます。

Ⅲ 実施事項

1 会員拡大と就業機会開拓及び機能強化学業の推進

- (1) すかがわ広報への折込み、街宣活動などにより入会促進を図ります。
- (2) 関係機関及び団体、ハローワーク並びに須賀川商工会議所などと連携を図り、かつ、センター事業推進員を配置し会員拡大と就業開拓に努めます。
- (3) 全会員ロコミ活動の実施による会員勧誘運動を展開します。
- (4) 労働者派遣事業の拡大と職業紹介事業の活用を積極的に推進します。
- (5) 会員相互の情報共有を図るため、講習会・研修会の開催を行います。

2 安全適正就業推進事業の推進

- (1) 安全適正推進計画及び安全適正就業基準の遵守強化を図ります。
- (2) 安全就業遵守のための安全適正に関する講義・講話を開催いたします。
- (3) 適正就業ガイドラインに基づく会員就業の周知を図ります。
- (4) ローテーション・ワークシェアリングによる公平平等な就業を推進します。
- (5) 健康診断書の提出義務の厳守の徹底に努めます。

3 普及啓発事業及び相談事業の推進

- (1) 会報発行と市広報紙を活用したセンター事業の普及活動を積極的に実施します。
- (2) ホームページによる情報開示と報道による普及活動を行います。
- (3) 通年を通じたボランティア活動及び街頭普及活動を展開します。
- (4) 高齢者の困りごと相談会の開催と周知活動を行います。

4 調査研究事業と訓練研修事業の推進

- (1) 会員意識調査及び発注者満足度調査を実施します。
- (2) 役職員等による業務研修を実施します。
- (3) 会員の技術技能習得及び資質向上のための講習会、研修会を開催します。
- (4) 県シルバー人材センター連合会が行う高齢者活躍人材育成事業を協同で開催します。

5 センター組織の活性化と事務局体制の充実の推進

- (1) 地域班々長並びに職種班のリーダーの育成に努めます。
- (2) 事務局体制強化と質的向上の推進を図ります。

6 公の施設（指定管理施設）の健全な管理運営の推進

「須賀川市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例」のもと、指定管理者制度により須賀川市から指定管理者として指定を受け、5期15年間の経験とノウハウを活かし、須賀川駅前自転車等駐車場及び須賀川市老人福祉センター等2施設の利用目的に沿った管理運営を行ないます。

- (1) 施設管理従事者の資質向上のための研修会、防火訓練などを開催します。
- (2) 利用者の利便性とサービス体制の充実について、情報収集を行い改善します。
- (3) 施設設備の適正な維持管理の推進に努めます。